

- 歯科衛生士国家試験受験予定者の方で、令和6年能登半島地震により被災された皆様へ

歯科衛生士国家試験受験願書の提出期限は、令和6年1月17日（水）とされておりますが、令和6年能登半島地震により被災された受験生におかれましては、提出期限を1週間程度の猶予期間を考えております。

まずは、能登半島地震により受験願書の提出期限の猶予を希望される受験生の方は、速やかに照会先までご連絡をお願いいたします。

令和6年1月15日

【照会先】

一般財団法人 歯科医療振興財団

電話 03-3262-3381

試験担当係